

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名 <u>金融庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>適格退職年金は、企業が年金原資を外部機関に積み立てるなど法人税法で定める一定の要件を満たすものとして、国税庁長官により承認を受けた制度であるが、権利保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金等に移行を図る観点から、確定給付企業年金法施行（平成14年4月1日）に伴い、平成24年3月末という経過措置期間を設け、適格退職年金制度を廃止することとされた。</p> <p>現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行の促進が図られているところであるが、事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金が存在している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>適格退職年金は、平成24年3月末に廃止されるため、その廃止期限までの間に、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行の促進が図られているところであるが、事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に限り、平成24年4月以降も税の優遇措置（運用時：特別法人税非課税、給付時：所得税非課税（遺族に支給される年金）、公的年金等控除（年金）、退職所得控除（一時金））を継続すること。</p>	
関係条文	法人税法第8条、第83条、第84条、第87条、附則第20条、租税特別措置法第68条の4、所得税法第9条、第31条、第35条、所得税法施行令第72条、第82条の2、地方税法第32条、第313条、第53条、第321条の8等	
減収見込額	(初年度) — (▲4) (平年度) — (▲4) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者の権利を保護すること</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>適格退職年金は、企業が年金原資を外部機関に積み立てるなど法人税法で定める一定の要件を満たすものとして、国税庁長官に承認を受けた制度であるが、権利保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金等に移行を図る観点から、確定給付企業年金法施行（平成14年4月1日）に伴い、平成24年3月末までの経過措置期間を設け、適格退職年金制度を廃止することとされた。</p> <p>このため、平成14年3月末時点では、件数は約7.3万件、加入者数は約917万人であったが、平成22年3月末時点では、約1.7万件、加入者数約250万人となっており、大きく減少している。</p> <p>こうした中、適格退職年金に留まっているものの中には、企業倒産等の理由により事業主が不在等のため、企業年金等への移行が不可能なものが一部存在している。</p> <p>このような適格退職年金の受給者については、税制上の手当をしない場合は、平成24年4月以降は税の優遇措置を受けられなくなるため、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平を確保し、受給者の権利の保護を図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること
	政策の達成目標	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成 24 年 4 月以降も税の優遇措置を継続し、当該受給者の権利の保護を図る
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	要望の対象である「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	措置されていないため該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 21 年度末の事業主が不在の適格退職年金の受給者及び待期者：約 300 人（推計）等（生保協会調べ）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	上記の適格退職年金の受給者の権利の保護が図られることとなる見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者の権利について、平成 24 年 4 月以降も税の優遇措置を継続することにより、他の企業年金に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、本要望は妥当なものである。

税負担軽減措置等の適用実績	新規要望のため該当せず
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新規要望のため該当せず
前回要望時の達成目標	新規要望のため該当せず
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望のため該当せず
これまでの要望経緯	新規要望のため該当せず